

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年12月19日

高松地方裁判所民事部不動産執行係

裁判所書記官 平 野 誠 宏

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 1月 9日 午前 8時30分から 令和 8年 1月16日 午後 4時30分まで
開札期日	日 時 令和 8年 1月21日 午前10時00分 場 所 高松地方裁判所開札場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 2月 4日 午後 1時30分 場 所 高松地方裁判所民事部不動産執行係
特別売却 実施期間	令和 8年 1月22日 午前 9時00分から 令和 8年 1月28日 午後 4時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年12月19日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。 ※ 特別売却の買受申出の受付日時は、上記特別売却実施期間の初日及び最終日の午前9時00分から午後4時00分までです。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	54, 860, 000 43, 888, 000	一括	10, 972, 000	658, 361	0
1	30, 120, 000				
2	24, 740, 000				
				</	



物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|---------------|
| 1 | 所 | 在 | 高松市春日町字浜免 |
| | 地 | 番 | 1449番1 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 1650.38平方メートル |
| 2 | 所 | 在 | 高松市春日町字浜免 |
| | 地 | 番 | 1450番1 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 1355.56平方メートル |

物 件 明 細 書

令和 7年11月 4日

高松地方裁判所民事部不動産執行係

裁判所書記官 平 野 誠 宏

1 不動産の表示

【物件番号1、2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1、2】

香川ダイハツ販売株式会社が占有している。同人の賃借権は、対抗要件を有していない。

5 その他買受への参考となる事項

【物件番号1、2】

一団の土地として周囲との境界について、北東角線（目的外土地1449番3との境界）が不明確である。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があ



ります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



*118

物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|----------------------|
| 1 | 所 | 在 | 高松市春日町字浜免 |
| | 地 | 番 | 1 4 4 9 番 1 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 1 6 5 0 . 3 8 平方メートル |
| 2 | 所 | 在 | 高松市春日町字浜免 |
| | 地 | 番 | 1 4 5 0 番 1 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 1 3 5 5 . 5 6 平方メートル |



令和7年(ケ)第62号
令和7年7月14日受理
令和7年8月4日提出



現況調査報告書

高松地方裁判所

執行官 竹村 優 司

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|---------------|
| 1 | 所 | 在 | 高松市春日町字浜免 |
| | 地 | 番 | 1449番1 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 1650.38平方メートル |
| 2 | 所 | 在 | 高松市春日町字浜免 |
| | 地 | 番 | 1450番1 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 1355.56平方メートル |



(土地用)

不 動 産 の 表 示		「物件目録」のとおり			
住 居 表 示		高松市春日町字浜免 1 4 4 9 番 1、字同 1 4 5 0 番 1（登記簿上の所在地番）			
土 地		物件 1, 2			
現 況 地 目		☒ 宅地（物件 1, 2） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ 農地（物件 ） ☐ 雑種地（物件 ） ☐ 山林（物件 ） ☐ ☐			
形 状		☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐			
占 有 者 及 び 占 有 状 況		☐ 土地所有者 ☒ その他の者（香川ダイハツ販売株式会社） ☐ 上記の者が本土地上に、下記目的外建物を所有し、占有している ☒ 上記の者が駐車場として使用し、占有している ☐ 上記の者が更地の状態で占有している ☐ ☒ 「占有者及び占有権原」のとおり ☐			
そ の 他 の 事 項					
執 行 官 保 管 の 仮 処 分		☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 保管開始日 令和 年 月 日			
建 物 （ 目 的 外 建 物 ）		☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）			
土地建物の位置関係		☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり			

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(2 枚目)

(占有関係用〈単独〉)

占有者及び占有権原 (物件1, 2関係)			
占有範囲		■全部 ☐	
占有者		☐ 債務者 ■香川ダイハツ販売株式会社	
占有状況		☐ 敷地 ■駐車場 ☐ ☐ 居宅 ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫 ☐	
■関係人(■B(占有者会社代表者) ■A(所有会社代表者))の陳述／■提示文書 (駐車場使用契約書)の要旨			
占有権原		■賃借権 ☐ 使用借権 ☐	
占有開始時期		令和 3年12月20日	
最初の	契約日	令和 3年12月16日	
契約等	期間	令和 3年12月20日から ■令和 4年 4月30日まで 約4ヶ月 ☐ 期間の定めなし	
更新の種類別		■合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新	
現在の	期間	令和 4年 5月 1日から ☐ 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし	
契約等	貸主	■所有者 ☐ その他の者 ()	
当事者	借主	■占有者 ☐ その他の者 ()	
賃料・支払時期等		毎月 金 60,000円 (毎月末日限り翌月分支払) ☐ 前払 (分 円) ☐ 相殺 (分 円)	
敷金・保証金		☐ ない ■ある (■敷金 60,000円 ☐ 保証金 円)	
特約等		☐ 譲渡・転貸を認める ☐	
その他			
執行官の意見		■上記のとおり ☐ 下記のとおり ■「執行官の意見」のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(3 枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■A (物件1, 2土地所有会社代表者)	1 私は本件物件1, 2土地所有会社エコ&ライフシステム株式会社の代表者です。 2 本件物件1, 2土地は、平成28年10月に太陽光発電システムの設置場所として利用する目的で購入しました。 3 色々な事情で計画どおりに進まないこともあって、令和3年12月に香川ダイハツ販売株式会社に、駐車場として賃貸することになりました。契約期間は令和3年12月20日から令和4年4月30日までの約4ヶ月で、賃料は月額60,000円、敷金は60,000円という内容でした。 契約期間は令和4年4月30日で切れてしまうということだったのですが、契約条項の第2条では、『甲及び乙は、協議の上で、本契約を更新することができる。』となっていたので、私と香川ダイハツ販売株式会社の代表者Bさんとの協議して、書面は作成しなかったのですが、期間の定めのない賃貸借とするということで合意をしました。期間のみの変更で他の内容は従前どおりということになりました。
■B (物件1, 2土地占有者会社代表者)	1 私は本件物件1, 2土地を賃借している香川ダイハツ販売株式会社の代表者です。 2 令和3年12月に本件土地所有者エコ&ライフシステム株式会社と当社の間で締結した賃貸借契約は、契約期間が令和4年4月30日で切れてしまうということだったのですが、契約条項の第2条では、『甲及び乙は、協議の上で、本契約を更新することができる。』となっていたので、私とエコ&ライフシステム株式会社の代表者Aさんとの協議して、書面は作成していませんが、期間の定めのない賃貸借とするということで合意をしました。期間のみの変更で他の内容は従前どおりということになりました。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

■

- 1 本件受命物件の占有関係は、関係人の陳述及び現況から2枚目記載のとおり認めた。
 - 2 高松市役所での調査によると、本件土地は都市計画区域内の非線引区域に存在し、物件1、2土地を一体地として、東側を幅員約5mの高松市道（建築基準法42条1項1号道路）に、西側を幅員約6mの舗装私道（目的外土地1451番9、同1451番2及び同1451番4で構成；建築基準法42条1項2号道路）に、接道している。
 - 3 物件1、2土地相互の境界は判然としないが、一団の土地として周囲の土地との境界については、北東角線（目的外土地1449番3との境界）を除き、明らかである。物件1、2土地の地積測量図及び14条1項地図が存在している。
 - 4 本件土地周辺の水利関係を掌握している西新開水利組合のDの話によると、『現状での雨水放流関係の分担金はいただいていません。仮に、合併浄化槽を設置する場合には人槽当たり1万円の分担金を徴収させていただいています。それと、建物を建てて利用される場合には、自治会に加入されることをお願いします。』とのことであった。
 - 5 目的外土地1451番9及び同1451番2の所有者であるアイラックホーム株式会社の担当者の話によると、『当社の所有の目的外土地1451番9及び同1451番2は、当社開発の団地のための道路ですから、一般の方の利用はできません。』とのことであった。
目的外土地1451番4の共有者Cの話によると、『本件土地周辺一帯は、元々当家の所有の土地だったのでありますが、分割して売却をしていったことにより今回のような土地が一部残ってしまったのだと思います。目的外土地1451番4は、物件2土地西側の公衆用道路を構成する一部になっているのだと思います。公衆用道路として自由に利用されることに問題はありません。』とのことであった。
- ※ 上記、関係人の陳述及び関係資料等により2枚目記載のとおり報告する。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和7年7月15日(火) 16:00-16:30	物件所在地	接道外観等調査
令和7年7月15日(火) 17:00-17:10	当庁(電話)	申立債権者担当者から事情聴取
令和7年7月16日(水) 9:00-9:20	高松法務局(本局)	公図公簿等閲覧等調査
令和7年7月16日(水) 15:00-15:10	高松市上天神町 所有会社エコ&ライフシス テム株式会社の代表者宅	代表者Aから賃貸借関係について事情聴取 契約書借受け
令和7年7月16日(水) 18:00-18:10	高松市上天神町 所有会社エコ&ライフシス テム株式会社の代表者宅	代表者Aから賃貸借関係について事情聴取 契約書返却
令和7年7月17日(木) 13:00-13:30	高松市春日町 香川ダイハツ販売株式 会社	代表者Bから事情聴取
令和7年7月18日(金) 15:00-15:30	高松市役所	公法上の規制等調査
令和7年7月18日(金) 15:35-15:45	高松市番町1丁目 香川県広域水道企業団 高松事務所	上水関係調査
令和7年7月25日(金) 9:40-10:40	物件所在地	立入調査 評価人同行
令和7年7月28日(月) 13:00-13:20	高松市高松町 高松市古高松土地改良 区	水利関係調査
令和7年8月2日(土) 17:00-17:10	当庁(電話)	西新開水利組合代表者Dから事情聴取

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日

目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☐ 令和 年 月 日

目的物件は不在で施錠されていたので、立会人
物内に立ち入った。

を立ち会わせ、技術者に解錠させて建

☐ 令和 年 月 日

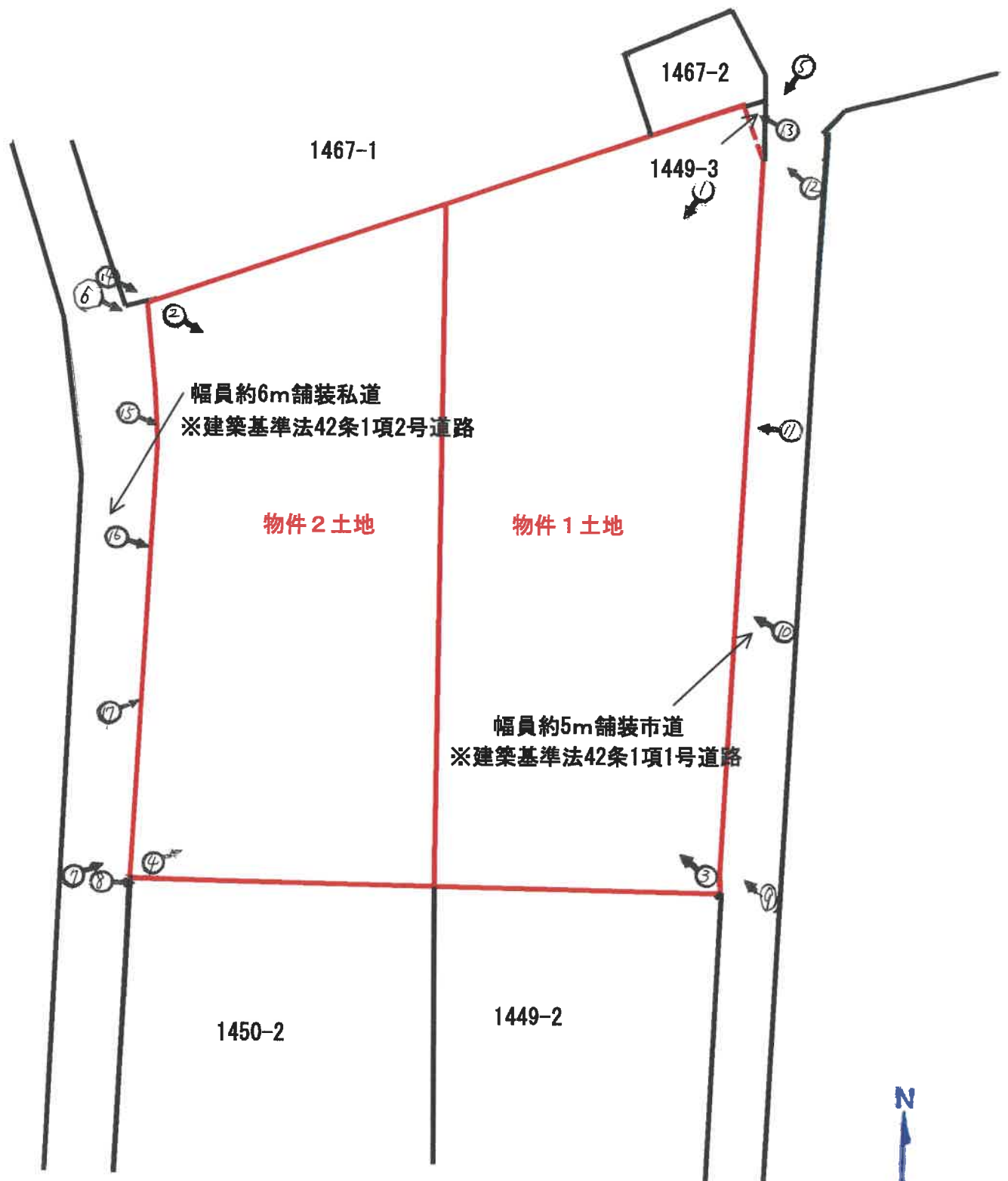
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図（概略）

S ≒ 1 / 500



（注）概測に基づく図面であり、現況と相違する場合がある。
隣接地の地番は、公図に基づいて記載している。



（ 8 枚目）

写真撮影位置・方向

1



受命物件の状況

物件 1, 2

2



物件 1, 2 土地北西側境界付近の状況

3

物件 1, 2



物件 1, 2 土地南側境界付近の状況

物件 1, 2

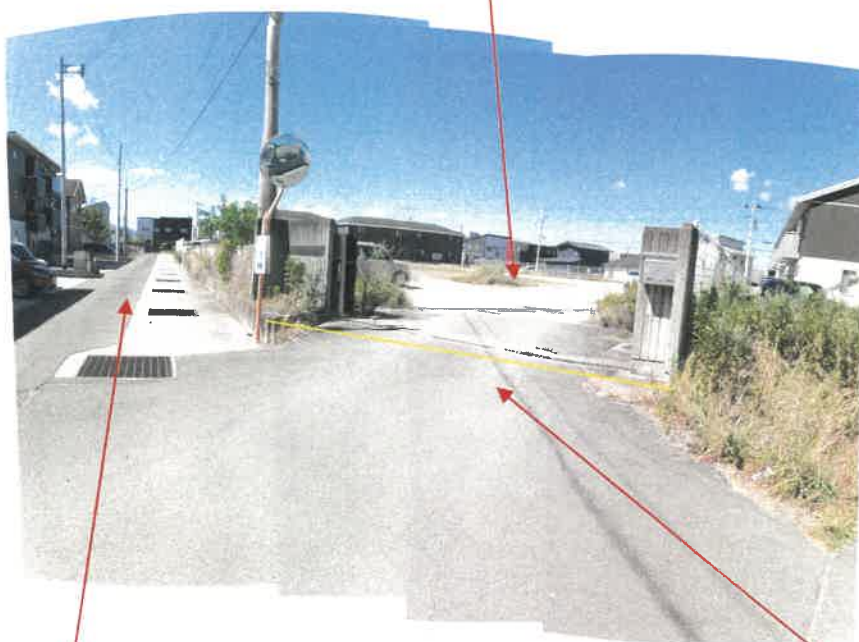
4



物件 1, 2 土地南側境界付近の状況

5

物件 1, 2



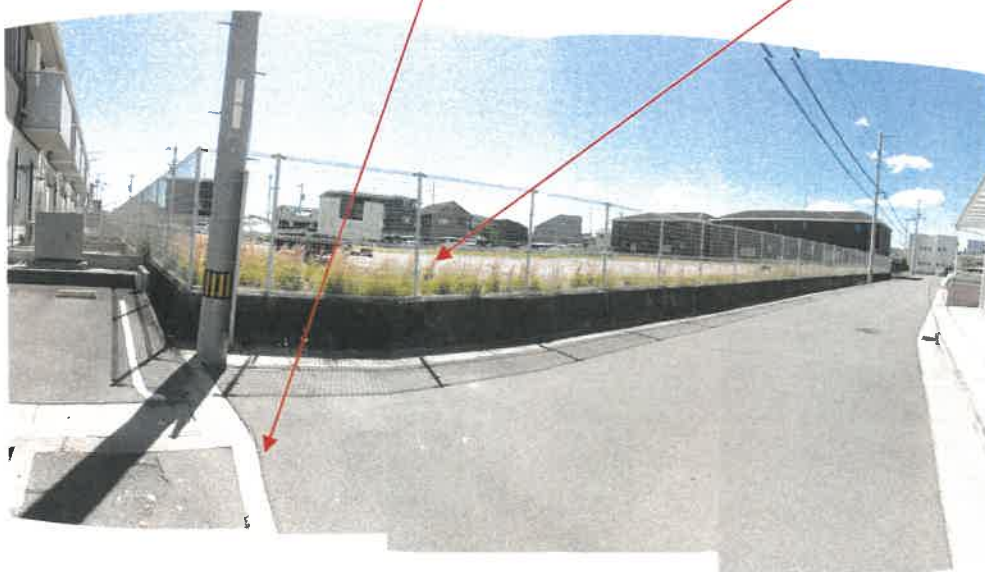
物件 1, 2 土地北東側、東側及び北西側境界付近の状況

目的外土地 (1 4 4 9 番 3 ; 高松市所有)

高松市道 (建築基準法 4 2 条 1 項 1 号道路)

物件 1, 2

6



物件 1, 2 土地東側及び南側境界付近の状況

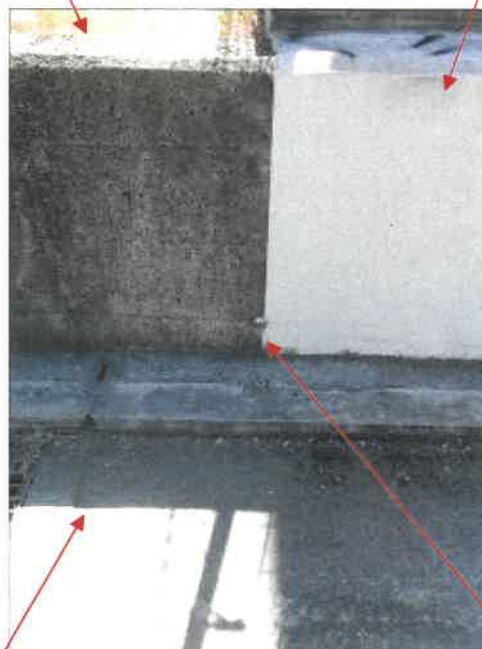
舗装私道（公衆用道路、建築基準法42条1項2号道路）
7



物件1，2土地南側及び西側境界付近の状況
物件2

目的外土地1450番2

8



物件2土地南東角点付近の状況

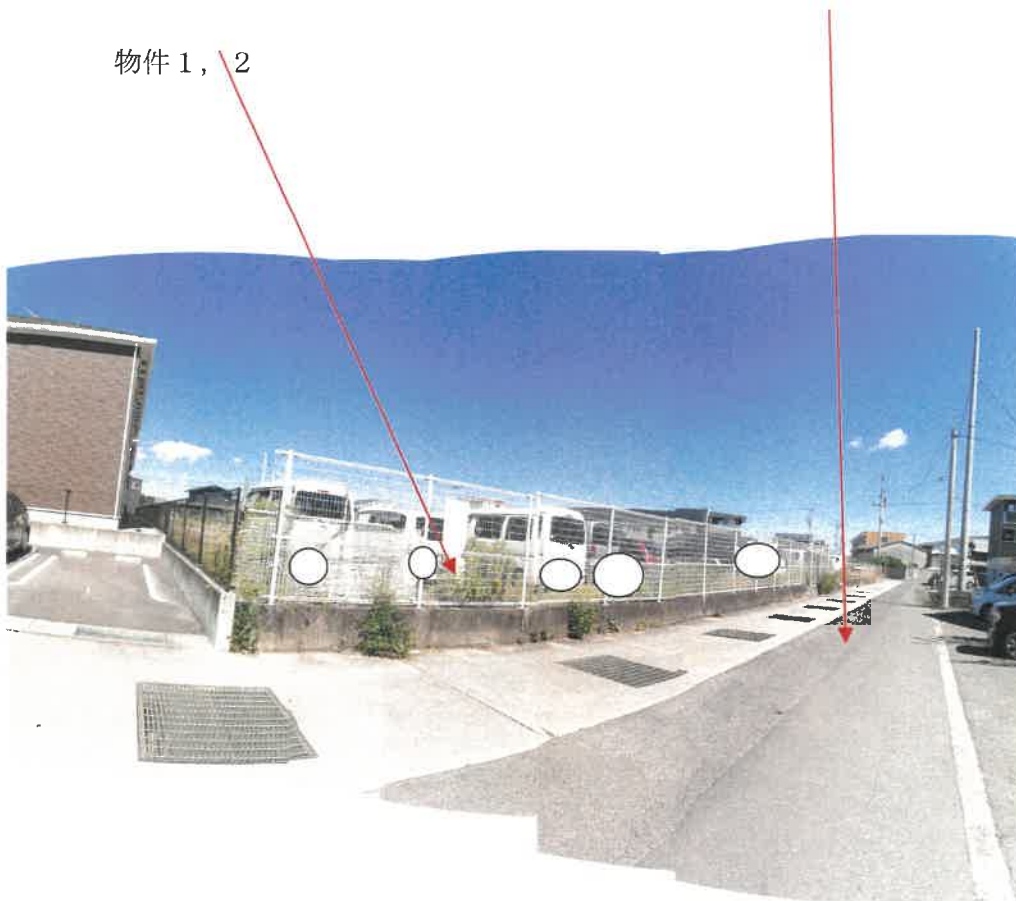
舗装私道（公衆用道路、建築基準法42条1項2号道路）

境界ピン

高松市道（建築基準法42条1項1号道路）

物件1, 2

9



物件1, 2土地東側及び南側境界付近の状況

1 0



物件 1 土地東側コンクリート擁壁の損傷状況

ひび割れ箇所

1 1



物件 1 土地東側コンクリート擁壁の損傷状況

1 2

物件 1

目的外土地（1 4 4 9 番 3；高松市所有）



出入口付近南側コンクリート擁壁が崩壊している状況

1 3

高松市道（建築基準法 4 2 条 1 項 1 号道路）



出入口付近北側コンクリートがひび割れている状況

1 4

物件 2

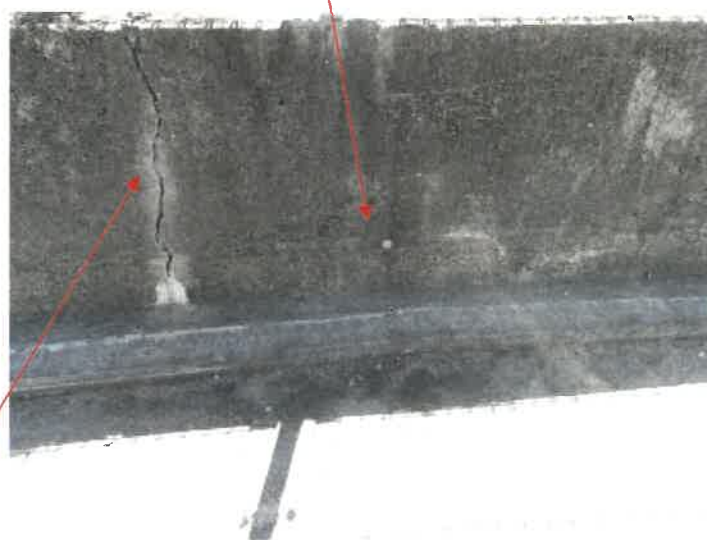


物件 2 土地北西角点付近の状況

境界プレート

1 5

境界ピン



物件 2 土地西側コンクリート擁壁の損傷並びに境界ピンの状況
ひび割れ箇所

1 6



物件 2 土地西側コンクリート擁壁の境界ピンの状況

物件 2

境界ピン

1 7



物件 2 土地西側コンクリート擁壁の境界ピンの状況

令和7年(ケ)第62号
令和7年7月25日 現地調査
令和7年8月2日 評価



高松地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
吉 駒 征 司

第1 評価額

一 括 価 格	
金 54,860,000 円	
内 訳 価 格	
物件1 (土地)	金 30,120,000 円
物件2 (土地)	金 24,740,000 円

- ① 一括価格は、物件1及び2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して、競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番 号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 地 地 地 在 番 目 積	高松市春日町字浜免 1449番1 宅地 1650.38㎡	同左
2	所 地 地 地 在 番 目 積	高松市春日町字浜免 1450番1 宅地 1355.56㎡	同左
番号	特 記 事 項		
	特になし。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1及び2一体地）

位 置 ・ 交 通	J R 高徳線「木太町」駅の東方約900m（直線距離） コトデンバス「春日町浜免」バス停の南西方約360m（直線距離） （別添「位置図」参照）	
付 近 の 状 況	受命物件の存する近隣地域は高松市中心部より東方郊外の春日町に位置し、一般住宅、共同住宅等が混在する地域を形成している。当該地域においては200㎡程度の敷地に2階建程度の住宅等としての使用を標準的使用とする。緩やかながらも景気は回復しつつあり、低調に推移してきた土地需要も回復の兆しを見せつつある。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制）	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	非線引都市計画区域 用途無指定地域 60% 100% — 特になし
画 地 条 件	面 積 3,005.94㎡ 間 口 約68m（東側） 奥 行 約51m 形 状 ほぼ整形 地 勢 普通	
接面道路の状況	東側で現況幅員約5m舗装市道（浜免4号線、建築基準法42条1項1号道路）より0～0.5m高く、西側で現況幅員約6m舗装私道（目的外土地1451番9、同1451番2及び同1451番4で構成、建築基準法42条1項2号道路）より0.5m高く接面する。系統・連続性は普通程度。	
土地の利用状況 及び隣地の状況 等	現況駐車場として利用されている。 隣接不動産の状況は北側共同住宅等、西側上記私道をを介して住宅等、南側共同住宅、東側上記市道を介して住宅等である。	
供 給 処 理 施 設	上 水 道 有 ガ ス 配 管 無 下 水 道 無	
特 記 事 項	・ 物件1、2土地相互の境界は判然としないが、一団の土地として周囲の土地との境界については、北東角線（目的外土地1449番3との境界）を除き、明らかである。物件1、2土地の14条1項地図及び地積測量図が存在している。 ・ 目的外土地1451番9及び同1451番2の所有者の陳述によると、「当社の所有の目的外土地1451番9及び同1451番2は、当社開発の団地のための道路ですから、一般の方の利用はできません。」とのことであった。目的外土地1451番4の共有者の陳述によると、「本件土地周辺一帯は、元々当家の所有の土地だったのですが、分割して売却していったことにより今回のような土地が一部残ってしまったのだと思います。目的外土地1451番4は、物件2土地西側の公衆用道路を構成する一部になっているのだと思います。公衆用道路として自由に利用されることに問題はありません。」とのことであった。	

特 記 事 項	・ 本件土地周辺の水利関係を掌握している西新開水利組合の陳述によると、「現状での雨水放流関係の分担金はいただいています。仮に合併浄化槽を設置する場合には人槽当たり1万円の分担金を徴収させていただいています。それと、住宅を建てて住まれる場合には、自治会に加入されることをお願いします。」とのことであった。 ・ 本件物件1、2土地所有者の陳述によると、「本件物件1、2土地は、平成28年10月に太陽光発電システムの設置場所として利用する目的で購入しました。色々と事情があつて計画どおりに進まないこともあつて、令和3年12月に駐車場として賃貸することになりました。契約期間は令和3年12月20日から令和4年4月30日までの4ヶ月で、賃料は月額60,000円、敷金は60,000円という内容でした。契約期間は令和4年4月30日で切れてしまうということだったのですが、契約条項の第2条では、『甲及び乙は、協議の上で、本契約を更新することができる』となっていたので、私と賃借人との協議して、書面は作成しなかったのですが、期間の定めのない賃貸借とするということで合意をしました。期間のみの変更で他の内容は従前どおりということになりました。」とのことであった。 ・ 土壌汚染については全部事項証明書等による対象地の地歴調査、埋蔵文化財については高松市文化財課において周知の埋蔵文化財包蔵地の確認等を行なったが、特段の事項は確認されなかったもので、これらの要因については考慮外として評価する。 ・ 当該物件の占有等の権利関係については現況調査報告書参照。
---------	---

ー以下次頁ー

第5 評価額算出の過程

1 物件1及び2一体地

番号	標準画地 価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	占有減 価修正 エ	市場性 修 正 オ	競売市場 修 正 カ	評 価 額 (円) ア×イ×ウ×エ×オ×カ
一体地	34,800	0.92	3,005.94		0.95	0.60	54,860,000
1	—	—	1,650.38		—	—	30,120,000
2	—	—	1,355.56		—	—	24,740,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価調査 高松（県）－24

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格

$36,400\text{円}/\text{㎡} \times 100.5/100 \times 100/100 \times 100/105 \approx 34,800\text{円}/\text{㎡}$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：補正の必要はない。

◇地域格差：交通接近条件（都心等への距離）▲3%、環境条件（居住環境等）+8%（相乗値）

イ 個別格差：規模過大▲10%、二方路+2%（相乗値）

ウ 地積：登記数量による。

エ 占有減価修正：必要なし

オ 市場性修正：駐車場として賃貸されており、直ちの使用に制約があること、西側私道の利用に制約がある可能性があること等から▲5%の減価が妥当であると判断した。

カ 競売市場性修正：評価の条件記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

※各物件の価格は一体地の価格を登記記載数量にて面積按分し求めた。

物件1： $54,860,000\text{円} \times 1,650.38\text{㎡} / 3,005.94\text{㎡} \approx 30,120,000\text{円}$

物件2： $54,860,000\text{円} \times 1,355.56\text{㎡} / 3,005.94\text{㎡} \approx 24,740,000\text{円}$

第6 参考価格資料

1 地価調査価格 高松（県）－24

所 在：高松市春日町字南免203番5

価 格：36,400円/㎡

位 置：琴電長尾線「木太東口」駅の東方約1.5km（道路距離）

価 格 時 点：令和6年7月1日

地 積：178㎡

供給処理施設：水道

接 面 街 路：東側5m私道

用途指定等：（都）（60、100）

地域の概要：周辺に農地も見られる郊外の小規模住宅地域

2 固定資産税評価額（令和7年度）

物件1：36,899,196円

物件2：30,307,610円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第 7 附属資料の表示

- 1 位置図
- 2 公図写
- 3 地積測量図写
- 4 土地建物位置関係図

以 上

最寄バス停

最寄駅

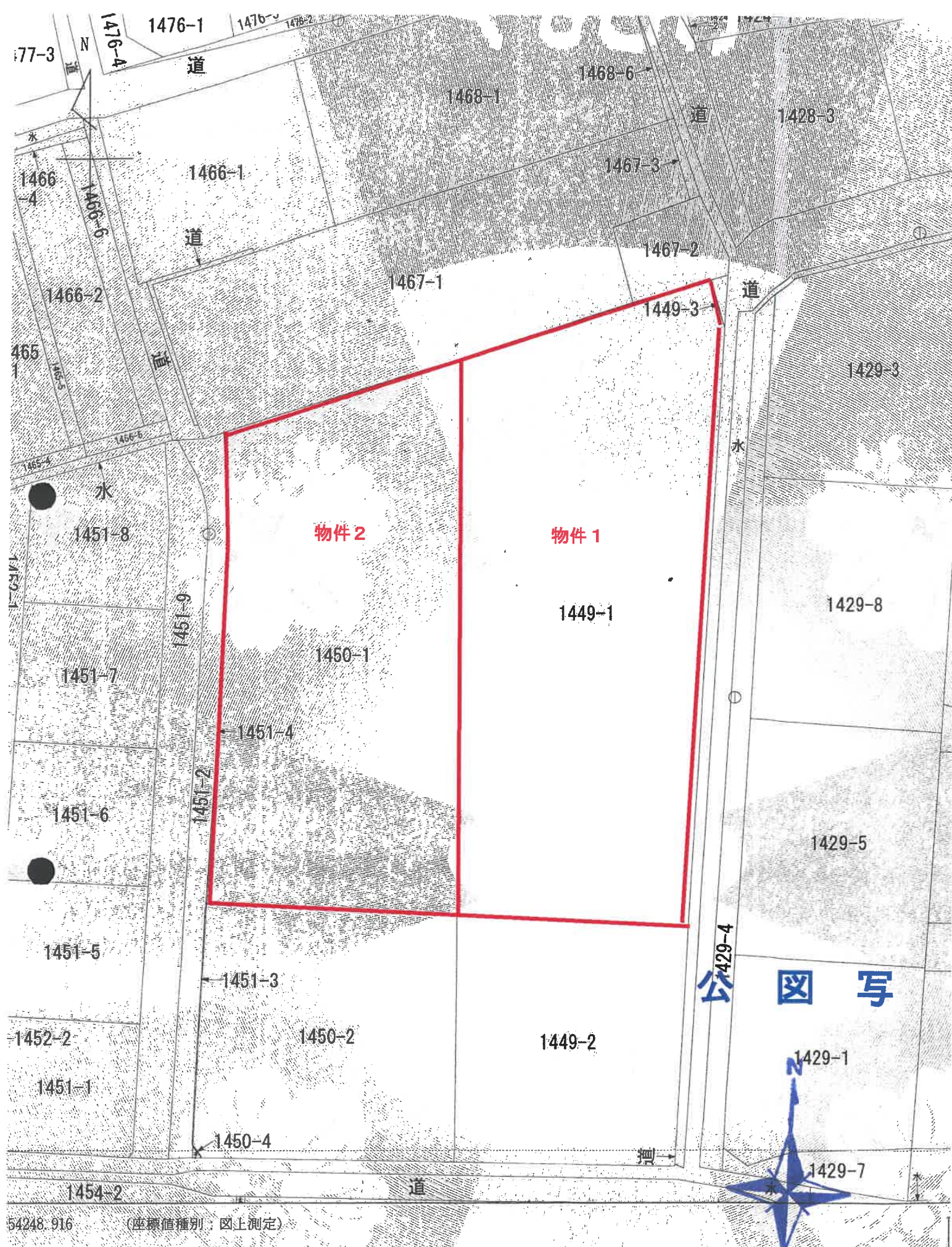
物件

基準地NO. -24

位置図



S=1/10000



54248.916 (座標値種別：図上測定)

S=1/500

登記年月日：平成28年8月23日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年7月16日 高松法務局

縮小版

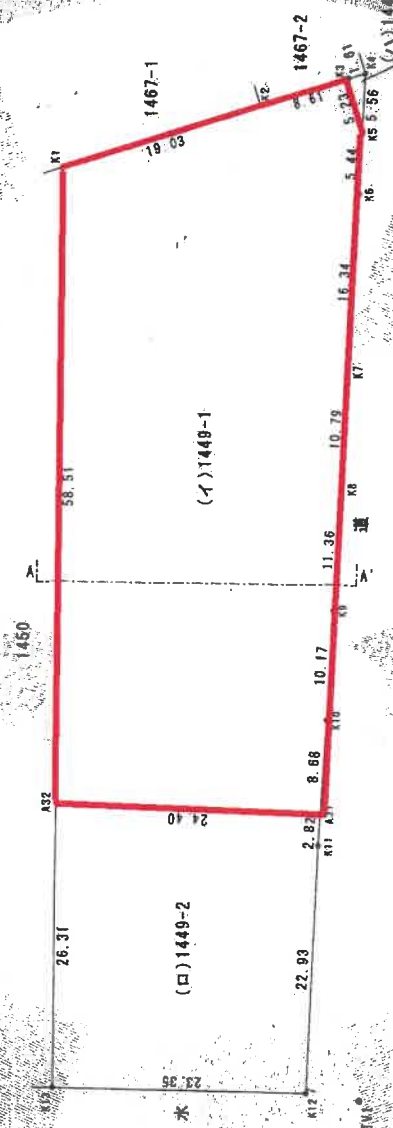
請求番号：11-2

(1/4)

地積測量図

地番	1449-1 1449-2 1449-3
土地の所在	高松市春日町字浜安

1/4



物件 1

縮尺 1/500

申請人

作成者

(平成28年7月14日測量)

登記年月日：平成28年8月23日

公用

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年7月16日 高松法務局

縮小版

請求番号：11-2 (4/4)

平成28年7月14日測量

申請人

縮尺

物件 1

測量図

1449-1
1449-2
1449-3

地番

高松市豊日町字浜尻

土地の所在

4/4

座標求積表 「任意座標」

地番	座標の種別	Xn	Yn	$(X_{n+1} - X_n) \cdot Y_n$
測点 K1	測端の種別	147010.281	54297.877	-3483751.788320
A32		147851.778	54297.146	-3238173.193148
A31		147850.653	54321.530	409530.014670
K9	旗(赤バット)	147859.317	54322.106	1022287.712814
K9	旗(赤バット)	147869.472	54322.755	1167558.973215
K8	旗(赤バット)	147880.810	54323.588	1201420.472208
K7	旗(赤バット)	147891.588	54324.181	1471157.739108
K6	旗(赤バット)	147907.899	54325.233	1181485.167284
K5	旗(赤バット)	147913.336	54325.537	571830.602462
K3	旗(赤バット)	147918.425	54324.302	141351.833804
K2	境界プレート	147915.938	54316.052	-441806.786988
			倍面積	3300.767130
			面積	1650.3835650
			地積	1650.38 m ²

地番	座標の種別	Xn	Yn	$(X_{n+1} - X_n) \cdot Y_n$
測点 A32	測端の種別	147851.778	54297.146	-1367680.810594
K13	旗(赤バット)	147825.464	54296.817	-1457869.536450
K12	旗(赤バット)	147824.928	54320.168	1215305.118684
K11	旗(赤バット)	147847.837	54321.342	1397416.522950
A31		147850.653	54321.530	214081.149730
			倍面積	1242.444300
			面積	621.2221500
			地積	621.22 m ²

地番	座標の種別	Xn	Yn	$(X_{n+1} - X_n) \cdot Y_n$
測点 K4	測端の種別	147918.894	54325.847	278464.235383
K3	旗(赤バット)	147918.425	54324.302	-301771.437610
K5	旗(赤バット)	147913.336	54325.537	25815.700242
			倍面積	8.438015
			面積	4.2190075
			地積	4.21 m ²

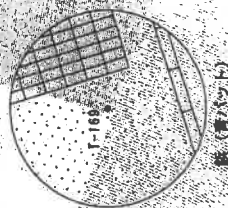
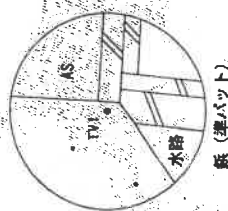
合計 2275.8247225

座標点表

P1	TV4	X座標	Y座標	Z座標
		147824.260	54325.132	
P2	T-169	X座標	Y座標	Z座標
		147931.598	54324.882	
座標点間の距離 107.31				
境界点	P	L	P	Z
A31		26.61		81.01
A32		39.23		84.50
K3		94.14		13.18
K4		94.61		12.74
K5		89.05		18.27
K13		28.33		109.78

座標点 TV1

座標点 T-169



旗(赤バット)

旗(赤バット)

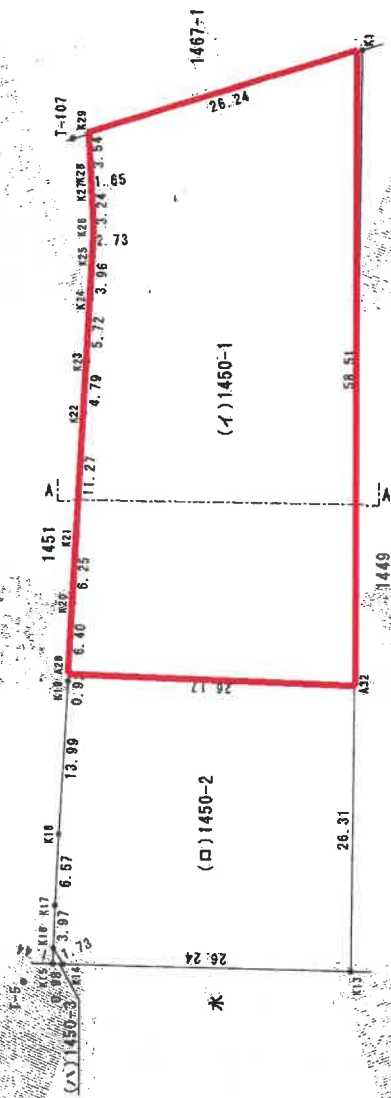
登記年月日：平成28年8月23日

公用

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年7月16日 高松法務局

地積測量図	
地番	1450-1 1450-2 1450-3
土地の所在	高松市春日町字浜袋

1/4



物件2

500

作成者

測量人

平成28年7月14日測量

(1/4)

請求番号：11-4

縮小版

登記年月日：平成28年8月23日

公用

これは図面に記録されている内容を証明した図面である
令和7年7月16日 高松局

縮小版

請求番号：11-4 (4/4)

物件 2

地積測量図

4/4

地番	1450-1 1450-2 1450-3
土地の所在	高松市番町町字兵衛

座標求積表 「任意座標」

地番	(イ)1450-1				
測点	座標の種類	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	
K29	境界ブレイク	147902.503	54272.809	-615019.471588	
K28	旗(赤バット)	147898.959	54273.012	-281785.478304	
K27	旗(赤バット)	147897.311	54273.130	-265449.878830	
K26	旗(赤バット)	147894.068	54273.201	-324499.468778	
K25	旗(赤バット)	147891.332	54273.218	-383630.962600	
K24	旗(赤バット)	147887.368	54273.071	-525254.781188	
K23	旗(赤バット)	147881.654	54272.754	-569809.644246	
K22	旗(赤バット)	147876.968	54272.452	-870801.492340	
K21	旗(赤バット)	147865.609	54271.796	-949547.888608	
K20	旗(赤バット)	147859.371	54271.405	-685176.488125	
A28		147852.984	54270.997	-412079.680221	
A32		147851.778	54297.146	3111606.545922	
K1		147810.291	54297.877	2754259.810825	
			倍面積	2711.124068	
			面積	1355.5620340	m
			地積	1355.56	m

地番	(ロ)1450-2				
測点	座標の種類	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	
A28		147852.984	54270.997	15575.776139	
K19	旗(赤バット)	147852.065	54270.938	-808365.621510	
K18	旗(赤バット)	147838.089	54270.134	-1114925.632896	
K17	旗(赤バット)	147831.521	54269.808	-572275.125360	
K16	旗(赤バット)	147827.644	54269.657	-295552.552022	
K14	旗(赤バット)	147826.075	54270.584	-112882.814720	
K13	旗(赤バット)	147825.484	54266.817	1395591.081351	
A32		147851.778	54297.146	1494257.467920	
			倍面積	1422.674902	
			面積	711.2874510	m
			地積	711.28	m

地番	(ハ)1450-3				
測点	座標の種類	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	
K18	旗(赤バット)	147827.544	54269.657	-1193.932494	
K15	旗(赤バット)	147826.097	54269.597	-79722.037003	
K14	旗(赤バット)	147826.075	54270.584	-78929.535046	
			倍面積	1.429509	
			面積	0.7147545	m
			地積	0.71	m

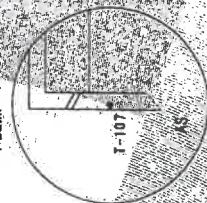
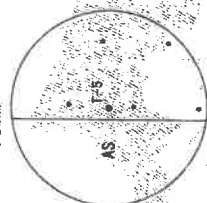
合計 2067.5642395

準拠点表

P1	T-5	X座標	Y座標
		147824.484	54266.933
P2	T-107	X座標	Y座標
		147902.182	54271.161
各測点間の距離			
測点	点	距離	方位
A28	P	28.77	49.14
A32	P	40.71	56.57
K14	P	3.98	76.06
K15	P	3.11	76.05
K16	P	4.09	74.60
K29	P	78.23	1.49

準拠点 T-5

準拠点 T-107



作成者 土

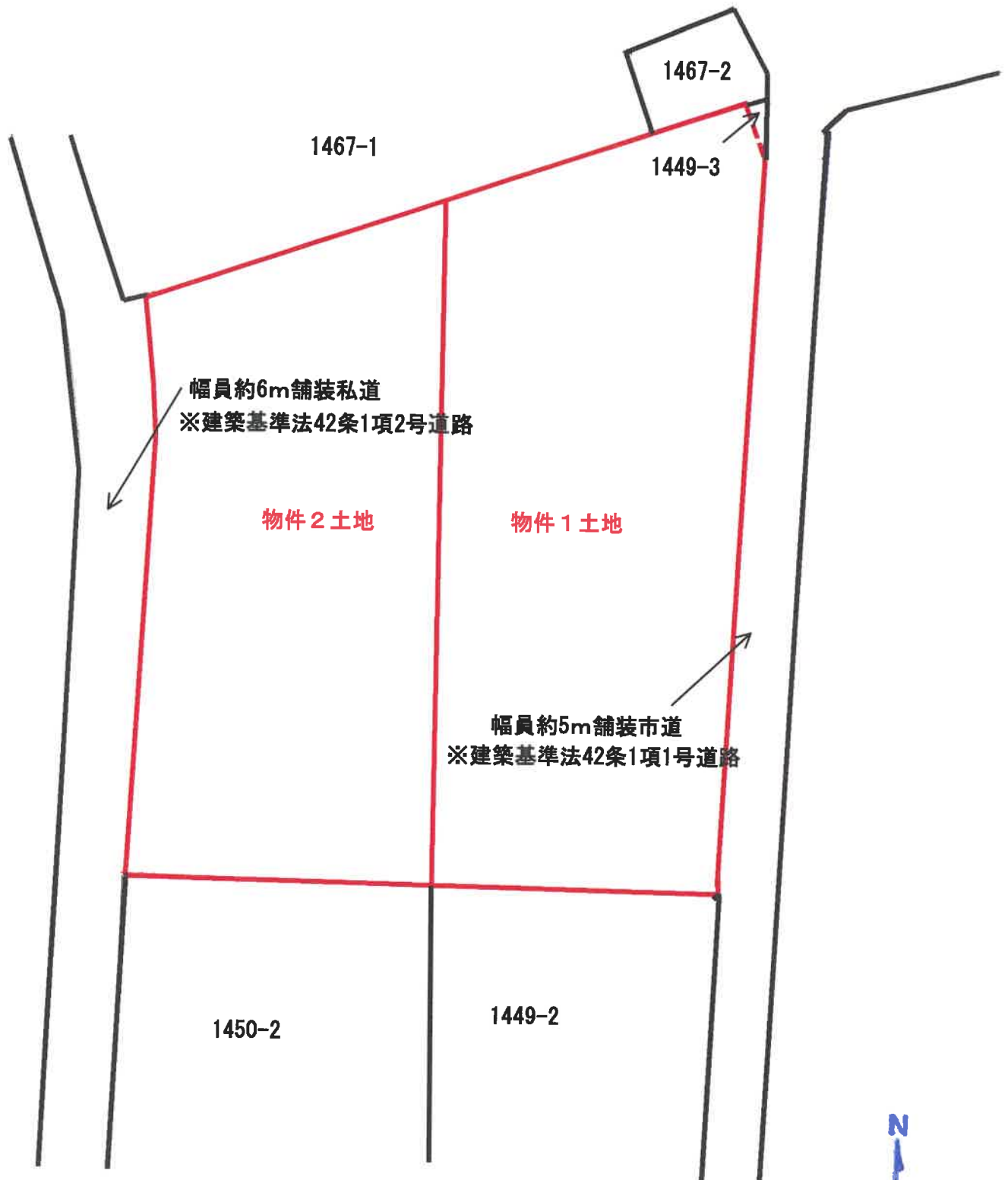
確認者

図面

平成28年7月14日(印刷)

土地建物位置関係図（概略）

S ≒ 1 / 500



（注）概測に基づく図面であり、現況と相違する場合がある。
隣接地の地番は、公図に基づいて記載している。

